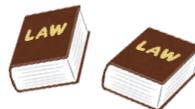


年収の壁・支援強化パッケージ



令和5年(2023年)9月27日、全世代型社会保障構築本部が持ち回り開催され、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しするものです。

★106万円の壁・130万円の壁とは★

働きながら配偶者の社会保険の扶養に入るためには年収を**130万円未満**におさなければいけません。しかし、ご自身の働く会社の規模が従業員数101人以上の場合は、**130万円ではなく約106万円未満**におさなければなりません。

なぜなら、社会保険適用拡大で2022年10月から従業員数101人以上の企業は下記4つの条件全てを満たすパート・アルバイトの方の社会保険加入が義務となったためです。来年2024年10月からは従業員数51人以上の企業となり、さらに拡大します。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・所定内賃金が月額8.8万円以上 ← **88000円 × 12 ≒ 106万円**
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

※従業員数=事業所における**厚生年金保険の適用対象者の数**

従業員数100人以下の企業様からは、**130万円(月収換算で10万8千円)**の壁に関するお問い合わせを多く頂いています。月10万円くらいにおさえて働いているパート・アルバイトさんがいる場合どうしたらよいか、などです。

被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者(第3号被保険者等)について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする
⇒「一時的な事情」として認定を行うことから、原則として連続2回までとされています。

例えば、月10万円×12か月=年収120万で働いていた
しかし、人手不足でシフトが多くなり月11万5千円となってしまった、、、
⇒年収にすると138万円 扶養外れてしまう? ?



事業主の証明を配偶者の健保等に提出することにより扶養者のままに。



※年に1回被扶養者認定をする健保であれば、連続2回までというのが最大2年となります。年末に被扶養者認定をする健保が多いので、そのような従業員の方がいらっしゃる場合は、配偶者の健保の状況を確認いただくのがよいですね。3回目以上の認定はどうか、など不明点もあり、今後の発表から目が離せません。

MRパートナーズでも注視していきます。

注意) ・あくまでも人手不足等による一時的な収入増であることを証明する必要があります。

従来とおりそもそも年収130万円を超えるような条件で契約をしている場合は扶養に入れられない取り扱いは変わりません。

MRパートナーズは10月より9期スタート!
来年7月で30周年を迎えます♪

10月2日に9期スタートということで、キックオフミーティングを行いました。皆様の職場がシアワセ職場となれますよう、MRパートナーズのメンバー一同がお手伝いさせていただきます。今年の4月より各部ごとの紹介をこちらの紙面で行っていましたが、10月より下記体制でMRパートナーズはスタートします。メンバーの紹介はまた改めてできたらと思います。どうぞよろしくお願いたします。

- ・顧客支援部 営業チーム 5名
- ・給与推進部 給与チーム 12名
- ・社労支援部 手続きチーム 19名
- ・事業開発部 労務コンサルチーム 6名
地域創生チーム 3名
- ・パートナー開発部 パートナー推進課チーム 3名
- ・経営支援部 経営管理チーム 4名
システムチーム 2名
人材開発チーム 2名

※一部兼任含む

編集後記



布団が手放せなくなった季節になったのに、掛布団をクリーニングに出してしまい、早く戻ってこないかと首を長くしている今日この頃です。気が付けば年末まであと2か月を切りました。年末調整ですね。無事に年を越せるよう、ご不明点などございましたら、お問合せいただければ幸いです。